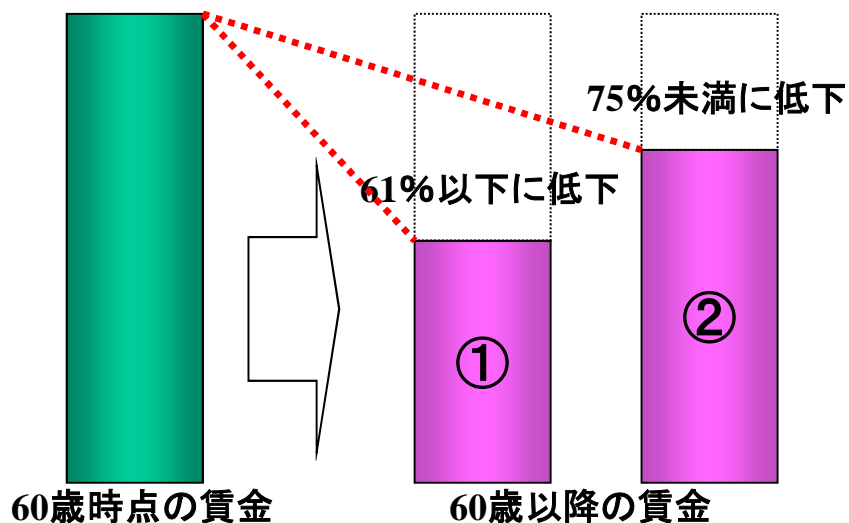


高年齢雇用継続給付(60~64歳)

(2010年8月1日施行)

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あり、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した場合に支給されます。

高年齢雇用継続基本給付金



支給額(65歳到達月まで)

- ①の場合 各月の賃金×15%
- ②の場合 各月の賃金×0.44~15%

支給限度額 327,486円(支給額+賃金)

高年齢再就職給付金

失業後基本手当を受給し60歳以降に再就職
再就職後の賃金が75%未満
基本手当の支給残日数100日以上

支給期間

基本手当の支給残日数が
200日以上の場合・・・2年間
100日以上200日未満の場合・・・1年間
(max65歳到達月まで)

支給額 支給限度額

高年齢雇用継続基本給付金と同じ